

## 第40回 東京弁護士会人権賞 受賞

### 優生保護法被害全国弁護団



人権賞のトロフィーを手にする優生保護法被害全国弁護団の新里宏二共同代表（右）と笠原太良事務局次長

戦後13件目の法令違憲判断である令和6年7月3日大法院判決は、立法当初から違憲であると初めて判断するとともに、除斥期間についての従来の判例を変更し、被害者救済のみちを大きく切り開きました。画期的な判断を勝ち取った優生保護法被害全国弁護団（以下「弁護団」）の活動等について、新里宏二弁護士（共同代表）を中心に、笠原太良弁護士（事務局次長）、関哉直人弁護士（事務局次長）にも同席いただき、お話を伺いました。

聞き手・構成：小峯 健介

写真撮影：坂 仁根

**プロフィール**◆2018年に全国各地の弁護士が結集して結成され、旧優生保護法（1948年制定、1996年母体保護法に改正）に基づく強制不妊手術等の被害回復を目的とし、国家賠償請求訴訟の提起、被害者支援、社会的啓発活動等を一貫して行ってきた。その活動は多岐に及び、2024年7月3日に最高裁大法院において、旧優生保護法の違憲性と国側の賠償責任を認めさせる歴史的判決を勝ち取った。以降も、補償立法の実効性確保や被害者団体との協働を通じて、被害者の尊厳回復と障害者差別の是正を目指し、活動を継続中。

— 東京弁護士会人権賞の受賞、おめでとうございます。

**新里・笠原・関哉**：ありがとうございます。

— 優生保護法（強制不妊手術）の問題に関与するようになったきっかけは。

**新里**：2013年8月にサラ金被害者の会が何でも相談会を実施して、この相談会に来た飯塚さん（活動名）が16歳のときに子供を産めない手術をされたという話をされた。当時は優生保護法のことは全く知らなかったけど、直感としておかしいなと思いました。

— その後どのように展開されたのでしょうか。

**新里**：彼女は、子供を産めない手術をされたといいながらも、戸籍上は実子がいることになっていた。当時は育てられない子供を闇であっせんするということが横行していた。彼女にも戸籍上には実子が載っている。証拠の壁からすると、とてつもなくしんどいなという気はしました。

ただ、2010年に仙台弁護士会（以下「仙台会」）の

会長をやって、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）の人権救済の枠組みが少しは使えるという思いもあったので、選択肢の一つだとは思いました。

— その後どのように展開されたのでしょうか。

**新里**：仙台会ではなく日弁連に人権救済の申立てをしたかったので、ほかの被害者がいないかと思って探したんだけど、やっぱり出てこないんですよ。被害者は声を上げられず、各地で孤立しているような状況ですよね。そうなる、自分でやるしかないとなり、2015年6月に当時うちの事務所にいた3人の弁護士で日弁連に人権救済の申立てを行いました。

— その後どのように弁護団にまで輪が広がっていくのでしょうか。

**新里**：広がっていくのは、2017年2月の日弁連の意見書\*1からですね。

人権救済申立て時点（2015年6月）では弁護士の広がりはないけれど、申立ての1週間前に共同通

\*1：旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書（2017年2月16日 日本弁護士連合会） [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170216\\_7.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170216_7.html)

信が大きな記事を書いてくれて、申立当日には日弁連にテレビカメラが4~5台入っていた。「こんなにカメラが来るの?」とびっくりしましたね。その日に院内集会をやらせていただいた。ただ、与党の方は来なかった。そして2017年2月までは私が1人でやったという感じでした。

— 結論として、人権救済申立ては却下ということでしたね。

**新里**：やっぱり証拠がない。ただ、個別事案として勧告はできないけど、事案としては無視できない。だから、却下ではあるけど、一般論としての意見書は作っていただいた。

話は戻って、人権救済申立て（2015年6月）がメディアで大きく取り上げられた。これが2017年2月の意見書の採択にもつながった。意見書採択の日弁連の記者会見には、メディアが殺到したらしくて、翌日にはNHKの『おはよう日本』で特集の映像が流れました。これがすごくインパクトがあって、うちの事務所が出たわけじゃないけど、うちの事務所を調べて電話がきた。そのうちの1人が、後に初めて提訴して原告となる方の義理のお姉さんでした。

— 人権救済申立てを行った1件目は却下の結論であったけど、その報道をきっかけとして、後に初提訴することになる原告の方と繋がったということですね。

**新里**：そうなんです。情報開示で強制不妊手術の台帳が出てきて、遺伝性の知的障害とあった。それで厚労省に要請に行ったけど、厚労省は動かない。やっぱりやるしかないと思ったのが2017年7月。

2017年7月に障害者支援団体が優生保護法問題を考えるシンポジウムを仙台でやってくれたんですね。僕は基調講演を頼まれて、最後のあいさつのときに、司会から急に振られ、「今後どうするんですか」と言われて、「国賠の裁判しかないかもしれませんね」ということをぼろっと言った。言ったことで、自分の決断がついたみたいなのがあった。

— 弁護団の輪はどのように広がっていくのでしょうか。

**新里**：2017年9月からです。仙台会の当時の両性の平等に関する委員会の委員長を通じて、両性の平等に関心のある人、障害の問題をやっている人に呼び掛けて集めてもらいました。ただ、まずは仙台会だ

けでした。

**笠原**：当初は、女性の問題としてやっていましたが、次第にこれは女性だけの問題じゃない、障害者の問題だろうということになって、障害者の問題をやっている人にも呼び掛けて広がりました。

— 全国弁護団の結成は2018年5月ですね。

**新里**：それは提訴してからです。当初は全国弁護団なんて考えてなかったですよ。ただ、提訴の準備中にホットラインをして、全国的に広げようよという思いがあり、日弁連の人権委員会・差別禁止部会にも声を掛けた。ホットラインは非常に評判がよくて、各地の被害者、各地の弁護士と繋がりました。

— 訴訟提起に至るまでの経緯はどのようなものだったのでしょうか。

**新里**：一番のネックは、平成元年判決\*2の除斥の壁ですよ。そこで考え出したのが、立法不作為の違法を認めた平成17年の最高裁大法廷判決\*3。

本件でも、どこかの時点で立法すべき作為義務があって放置したんだから、立法不作為の違法の問題だと。除斥の壁を越えられると思わなかったので立法不作為でやろうとって、話がまとまったところで、2017年12月の毎日新聞の一面で1月提訴へという記事が出ちゃうわけですよ。びっくりしました。僕のところにもメディアから電話がいっぱいかかってきました。

— 実際に提訴する数か月前に先行して記事が出てしまったのですね。

**新里**：そうです。自分たちが思っている以上に社会的にこれは許されない事件だなということ、かえって確信したわけです。そういうこともあったから、僕らが提訴するだけじゃなくて、全国に被害者がいるなら広めなきゃだめだと。こんなに大きく取り上げられるとんでもない事件なんだということ、かえってマスコミから勉強させられたわけです。

— 全国弁護団の活動はどのようなものだったのでしょうか。

**新里**：やっぱり裁判をどう勝っていくかというのが一番だったんじゃないですかね。その後はいろいろありますけれども、まずは何よりも裁判のこと。

**笠原**：当初は仙台の訴訟が先行していて、東京、兵庫、

\* 2：最一小判平元.12.21民集43.12.2209

\* 3：最大判平17.9.14民集59.7.2087

札幌など、各地弁護士で理論構成し、全国弁護士会議でもすり合わせをして、ただ、みんなが一律ではなくて、批判もされて、うちはその法律構成は取らないということもありました。ただ、証拠や資料はみんなで共有しあって、いいものは出し合うという方針でした。

— 地裁で一審判決が出る前の段階で、一時金支給法\*4 (2019年4月成立) ができましたね。

**新里**：最初の仙台の訴訟が2019年3月20日に結審しているんです。その後4月24日に一時金支給法が成立して、翌月の5月28日に判決だったんですね。それで、訴訟経緯、何か裁判長の話からすると勝てるんじゃないかという雰囲気があった。憲法違反はもう認めそうな雰囲気だったのに、それが何か日和ったかのような判決になった。仙台のメインの主張は立法不作為です。立法ができちゃったんです。俄然、裁判所が変わっちゃったと思いました。

— 最高裁で大法廷回付の連絡を受けていかがでしたか。

**新里**：2023年11月1日でしたね。ちょうどその日に国会の脇で大集会をやった後でしたね。各弁護団の事務局長に最高裁から電話がかかってきて、大法廷に回付されたいよという話がきました。

— 大法廷に回付されて、勝てるという感触でしょうか。

**新里**：全国で当時残っていた裁判で負けて残っていたのは、仙台高裁だけなんです。そういう意味で、オセロじゃないけど、始めは黒ばかりだったのが、どんどん白に変わって行って、仙台高裁だけが黒だったという状況で、最高裁を迎えたということなので、これで負けるわけじゃないよねという感じですよ。

— 大法廷では障害者への配慮もなされたとのことですが。

**関哉**：最高裁の調査官と書記官と何度も最高裁内で会議を重ねて、現場も見て、ここはちょっとバリアーがあるとか、ここはどんな声掛けをした方がいい、ここに人がいた方がいいとか、いろいろ調整をして当日を迎えました。

— 弁護士の方からの働きが大きかったのでしょうか。

**関哉**：きっかけはそうかもしれないですが、最高裁に

も対応要領というものがあって、それに基づき合理的配慮を実施しなければいけないということと、障害のある人が参加できるようにということを経最高裁も真剣に考えてくれた。

**新里**：ただ、僕はちょっと違って、最高裁の正面から入りたかったんですよ。車いすで正面玄関に入って行って、勝って正面玄関から出てきたかったんですよ。だけど、二十何段かの階段があって、そこにスロープはできないから無理と言われてしまって。

— 大法廷の判断\*5は、戦後13件目の法令違憲判決であり、制定当初から法令違憲というのは初とのことですが、これを勝ち取られた感想は。

**新里**：尊属殺だって、あんなのひどいよねと思えばその通りだけど、つくったときから違憲だと判断してないわけで、社会が変わってくる中で違憲だという判断でした\*6。今回は誰が考えたって当時から違法だ、違憲だということだから、それを勝ち取れたという意味では素晴らしいかなと思います。

— 今なら誰がみても違憲と考えそうな法律が、当時はよく通っていましたよね。

**新里**：残念ながら障害者に権利がなかったんじゃないですか。特に一番の被害者は、データのにははっきりしないんだけど、精神に障害をお持ちの方ですよ。座敷牢に入れられた時代からあって、やっぱり権利を認められてこなかった中、戦後大陸からの引揚者が殺到する等人口が増加していく中で、精神障害及び知的障害をお持ちの方というのは邪魔な存在だというのが残っていたんじゃないですかね。

今からすると、とんでもないことが当時は全会一致で法律ができるんですからね。今回、翻って考えると、何でもここまで出来たのか、盛り上がったのかも含めると、障害者権利条約が大きい。それまで障害者の権利ということをまともに認めてこなかったのが、やっと2014年に、権利者として認めるということが確立した。それなのにこんなひどい被害がまだ消せてないのかということで、障害者の団体も怒っているし、メディアも怒っている。そういう風潮の中で、やっぱり当時からおかしかったんだよなという、そこまでの植え付けができるぐらいの運動ができたんだろうなと思いますよね。

\* 4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）

\* 5：最大判令6.7.3民集78.3.382ほか計5件の大法廷判決

\* 6：最大判昭48.4.4刑集27.3.265

— 2024年7月に最高裁判決が出て、10月に補償法\*7が成立したのは早いんですね。

**新里:** 早かったですね。何かととん拍子でいった感じですね。謝罪をして補償しようという大きな流れが政府、それから議連にもあった中で、ずいぶん被害者の声も聞いてくれました。

— 補償法のもとでの「サポート弁護士」は具体的に何をするのでしょうか。

**新里:** 事情を聞いて、それから証拠を集めたりします。

**笠原:** 宮城では、証拠、記録が結構あるんです。だから選任されたらまず証拠があるかどうか問い合わせ、あるとなると、申請書を書いたり、そういうお手伝いをするんですけど、ないとすると証拠集めをしなきゃいけない。そこがやっぱりサポート弁護士の出番なのかなと思います。

— 今後、弁護士会に望むことは何でしょうか。

**新里:** 人権の救済を支援する弁護士を金銭や情報として支えるような体制が日弁連の中にあっていいんじゃないかなと思います。例えば、日弁連の中では消費者被害救済基金というものがあるんです。これは各弁護士団が消費者事件をやって勝ったときに少しお金をプールして使えるような仕組みにしてあるんです。

そういう意味のお金の手当て。みんな手弁当で持ち出しでやるわけだから、やっぱり大変じゃないですか。それを少なくとも支えるような「日弁連人権救済基金」みたいなものがあって、そこに文献だとか資料があったりすると、いわゆる知恵の方でも支えてくれる。金と知恵で支える、そういうものがあって欲しいなと強く思います。

— 個々の弁護士に対してはいかがでしょうか。

**新里:** 自分の感性を磨いていってすごく大事なことです。例えば、AIというのは、結局過去の事例を組み合わせていくわけでしょう。もしAIに優生保護法問題の診断をさせたら、勝訴率0.0何%と出てきたんじゃないですかね。だけどおかしいと思ってやっっていく中で変わっていく場合もある。

今は少なくなってきたけど、僕らは弁護士団の活動をすごくいっぱいやらせていただいて、普段考えられないことを、先輩たちがやっている中で学ばせていただいた。それが自分の蓄えになっていく部分がある。勝てるか勝てないかじゃなくて、これはひどいよねと

思う感性だけは弁護士として養っておかないと、それが先に進まないじゃない。「これ無理だよ」と言ってしまうば終わりなんだけど、これはひどいと思ったときに、やらない選択、理由づけじゃなくて、やれる選択、理由づけを考える。やっぱりそこを磨く感性みたいなものは、いろいろな事件をやりながら感じていくしかないのかなと思ったりもします。

— 活動のやりがいほどのようなものでしょうか。

**新里:** あのと、これは除斥だから、証拠がないから無理だと言わなくてよかったと思いますね。もう僕は73歳だし、後輩にバトンを託するにあたり、自分のところで少しは上乘せできたかなと思います。皆さんと闘って素晴らしい判決をもらったので、個人的にはすごくよかったなと思います。

— 残された課題、今後の活動目標は。

**新里:** そういう意味では今でも国との協議の中で、僕自身からすると2つある。

1つ目は、国から独立した人権救済機関の設立。国連から何度も勧告されている。そういうものがあつたら、飯塚さんなど優生保護法被害者が早期に救済されたのではないかなと思っています。

2つ目は、教育の中でこれだけひどいことをされたのであれば、教育の中できちっと優生手術被害、優生保護法被害というものを明記するような作業が必要なのかなと思いますよね。やっぱり教育はすごく大事なかなと思いますよね。優生思想がなくなるのは簡単でないのはその通りだけど、やっぱり努力はしないとダメかなと思います。

— 本年10月8日開催予定の日弁連人権擁護大会（開催地：仙台市）のシンポジウムについてのご案内をお願いします。

**関哉:** 仙台は優生保護の象徴の地なので、まず優生保護法に関連するこれまでの総括をしたいと考えています。優生保護法やハンセン病の問題を含め、弁護士が埋もれた人権にどのように取り組んでいくかということについて、必要な視点とかスタンス、必要な制度などを考えるシンポジウムを予定しています。また、優生保護法に深く関連する優生思想についていろいろな角度から考えられるシンポジウムを行いたいと思います。ぜひ多くの方に足を運んでいただきたいです。

\* 7: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）